

- 二 学生委員会
  - 三 入学試験委員会
  - 四 図書委員会
  - 五 学芸員課程委員会
  - 六 国際交流推進委員会
  - 七 人権問題委員会
  - 八 自己点検・評価委員会
- 2 前項の委員会のほか、特定の事項について委員会を置くことができる。
- 3 前2項の委員会の組織運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

**第11条** 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

**第12条** 学年を次の2学期に分ける。

前期（春学期） 4月1日から9月23日まで

後期（秋学期） 9月24日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第13条** 授業を行わない日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する休日

三 開学記念日 5月15日

四 開院記念日 10月17日

五 春季休業 4月1日から4月5日まで及び3月25日から3月31日まで

六 夏季休業 8月1日から9月23日まで

七 冬季休業 12月25日から1月7日まで

- 2 学長は、必要がある場合には、前項の休業日を臨時に変更し、又は同項の休業日以外の日を臨時の休業日として定めることができる。

### 第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

**第14条** 本学の修業年限は、4年とする。ただし、編入学、再入学または転入学により入学した学生の修業年限は、入学した年次に対応した年限とする。

(在学年限)

**第15条** 学生は、休学期間を除き8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、再入学又は転入学により入学した学生の在学年限は、修業年限の2倍に相当する年数を限度とする。